外国人留学生の「資格外活動許可申請」の取扱いに係る明確化

全国

- （令和3年12月15日　出入国在留管理庁通知　入管庁政第112号）

規制改革の内容

特例措置前

外国人留学生が、現に有している在留資格に係る活動に属さない報酬を受ける活動等を行うための「資格外活動許可申請」を行う場合、許可に時間を要する可能性があり、活動を躊躇することが想定される。

特例措置（取扱いの明確化）

外国人留学生から、地方公共団体等の委託を受けて公益性や緊急性が高いと認められる活動を行うとして「資格外活動許可申請」があった場合、標準処理期間にかかわらず、可能な限り優先的に処理する取扱いを明確化。

効果

- 外国人留学生の活躍促進
- 大規模国際大会等の誘致の促進

規制改革の概要

【例】地方公共団体が大規模国際大会を誘致するにあたって、外国人留学生に通訳をお願いしたい。

資格外活動許可申請をしても、大会開催までに許可が下りないのでは…

通訳に応募するのは辞めておこうかな…

「資格外活動許可申請」を行う場合、許可に時間を要する可能性がある。
➡活動を行う日までに資格外許可が下りるか懸念され、応募を躊躇する。

外国人留学生が、地方公共団体等からの委託等を受けて活動を行うための「資格外活動許可申請」を行う場合、

可能な限り優先的に処理する取扱いを明確化

地方自治体

せっかくの機会だから、挑戦してみよう！

外国人留学生の活躍促進や
地方公共団体の大規模国際大会等誘致に寄与